

高等部

進路指導の手引き

令和 2 年度

石川県立七尾特別支援学校

進路指導課

1 もくじ

1 もくじ	
2 目標 ～進路がめざすかたち～	2
3 高等部 3 年間の進路に関するスケジュールについて…通常スケジュール	4
4 進路に関する本校の取り組み（抜粋） …主な行事の概要と様子	6
5 本校の進路状況について …過去 9 年の進路先	8
6 福祉就労と一般就労の現状 …用語やデータ	9
7 就労アセスメント…就労継続支援事業を利用するためには必要な手続き	10
8 福祉就労にむけて …福祉サービスの種類、施設、情報取得方法	11
9 企業就労にむけて …在学中の手続き、重度判定、ジョブコーチ	15
10 その他の進路 進学 …公立の職業訓練機関	17
11 職業準備性とは …就職するために必要な力について	18
資料 1 能登中部福祉圏域の福祉サービス事業所 …令和 2 年度一覧	19
資料 2 障害福祉サービスの使い方	20
資料 3 特別支援学校在学生に対する重度知的障害者判定について	21

2 目標 ~進路がめざすかたち~

進路指導は、生徒が卒業後の生活によりよく適応し、能力を伸長するように、教師が組織的・継続的に指導・援助する過程であるとの観点に立って行なわれる。生徒自らが、より適切な進路を選択し、豊かな社会生活や家庭生活が送ることができるよう、生徒一人一人の能力・適正に即した指導をすることを目標とする。

一人ひとりが、社会の中で
自分の役割を果たしながら、
自分らしい生き方を実現
できるよう支援



1 学校教育目標

児童生徒の特性や教育的ニーズに応じた教育を行い、社会の変化にも対応しながら心豊かに生きる人間の育成をめざす。

2 小学部の目標

- ①基本的生活習慣を身に付け、健やかな心と丈夫な体をつくる。
- ②学習や体験をとおして、学習意欲を高め、自ら行動する力を身に付ける。
- ③自分の役割を担う活動をとおして、将来働くことにつながる意欲をもつことができる。
- ④友達を意識して、楽しんで集団活動に参加する。



3 中学部の目標

- ①日常生活に必要な力を身に付け、健康な心と体をつくる。
- ②生活に即した学習や体験をとおして、自ら考え行動する力を身に付ける。
- ③働く喜びや働くことに関心をもち、社会参加への意欲を高める。
- ④集団生活をとおして、仲間と協力し、人と関わる力を拡げる。



4 高等部の目標

- ①生活に必要な技能や習慣を確立し、健康な心と体をつくる。
- ②社会生活に必要な知識・技能や主体的に行動する力を身に付ける。
- ③勤労意欲を高め、主体的に社会参加と自立をめざす。
- ④コミュニケーション能力を高め、他者と協力できる豊かな人間関係を築く。



3 高等部3年間の進路に関するスケジュール

学年	月	企業就労希望者	福祉就労希望者	保護者	備考
	4月	進路オリエンテーション(1~3年)		進路説明会(1~3年) 【本校の進路指導について】	・欠席者は、資料配布を配布の予定
	5月	第1回 進路希望調査		保護者懇談	・進路希望調査の内容について確認
1年	6月	職場実習特別時間割	技能検定練習・技能検定	進路ガイダンス(1~3年) 【様々なサービスと卒業後の生活】	・体験的職場実習は一般就労希望者のみ
	8月			進路研修会【1年：今後の進路】	・1月末の授業参観日
	10月	職場実習特別時間割・体験的職場実習	職場実習特別時間割	進路研修会【1年：今後の進路】	・次年度の実習先等を検討
	1月		第2回 進路希望調査	保護者懇談	・次年度の実習先等の確認
	3月	進路オリエンテーション(1~3年)		進路説明会(1~3年) 【本校の進路指導について】	・欠席者は、資料配布を配布の予定
	4月			保護者懇談	・今年度の実習先等の再確認 ・実習説明会は運動会後に実施
	5月		職場実習説明会(2年)		
	6月	前期職場実習 ※職場実習特別時間割		進路説明会(1~3年) 【本校の進路指導について】	・企業1~2週間/福祉1週間 ・高2,3は原則全員実施し、前期実習の評価と課題を確認し、後期実習の希望を確認
	7月			保護者懇談	
	8月	技能検定練習・技能検定			
	10月	後期職場実習 ※職場実習特別時間割		進路研修会	・企業1~2週間/福祉1週間
	1月		【今後の進路と就労アセスメントについて】 第3回 進路希望調査	保護者懇談	・1月末授業参観日 ・次年度の実習先等を検討
	3月				・次年度の実習先等の確認

学年	月	企業就労希望者 進路オリエンテーション(～3年)	保護者	備考
	4月	進路説明会（1～3年） 【本校の進路指導について】 就労アセスメントに関する調査		・欠席者へは、資料配布を配布の予定 ・福祉課担当者、相談支援専門員、実施事業所、時期を確認
	5月	求職登録・重度判定依頼	保護者懇談	・進路希望についての確認 ・就労アセスメント、求職登録、重度判定 依頼等について確認 ・本人、保護者がハローワークで手続き
5月～	就労アセスメントの実施（5月～12月で5回間）			・生活介護希望者以外は実施 ・就労移行支援事業所で5日間 ・公募扱い、就労移行支援サービスの利用
6月	前期職場実習 ※職場実習特別時間割			・企業1～2週間/福祉1週間
7月		保護者懇談		・高2、3は原則全員実施し、前期実習の評価と課題を確認し、後期実習の希望を確認
3年	重度判定の実施			・石川障害者職業センターで実施
	8月	技能検定練習・技能検定		
	10月	後期職場実習 ※職場実習特別時間割		・企業1～2週間/福祉1週間
10月～		卒業後の進路希望の確認		・これまでの実習の評価等を振り返り卒業後の進路について、確認
11月～	追加実習（必要に応じ） 定着実習（必要に応じ） 採用試験・面接・手続き 移行支援会議	追加実習（必要に応じ） 定着実習（必要に応じ）	移行支援会議 諸手続きの実施	・状況に応じて実施の可能性
1月			進路研修会	・1月末授業参観日 【障害基礎年金について】

4 進路に関する本校の取り組み（抜粋）

1 わく・ワーク体験（中2年）【7月末（夏季休業中の3日間）】

職場体験・勤労体験等の活動を通して、生徒の個性の伸長を図り、望ましい職業観・就労観を身につけ、集団や社会の中で主体的に活動する態度や能力を育むことを目的に実施する。

この他、中学部では職場見学や進路学習講座を実施する。

2 進路オリエンテーション（高1～3年）【4月】

高等部3年間の進路学習に関するスケジュールを知り、日常生活で気をつけるべきことを自己チェックする。

3 外部講師活用（高2、3年）【6月】、（高1年）【9月】

職場実習に向けて、就労に向けて必要な力を企業人事担当者から学び、合わせて卒業生の活躍の様子を知る機会としている。



4 職場実習（高2、3年）【前期6月、後期10月】

職場実習は、学校や家庭で身につけてきた力を実際に企業、福祉事業所で活用できるようにするための体験的な学習である。

実習を通して、職場におけるルールやマナー、やりがいや楽しさ等を学び、働く意欲を培う。

高等部在学中に計4回の職場実習を体験し、適切な進路選択につなげる。



5 いしかわ版技能検定認定大会（高1～3年希望者）【8月】

主に一般就労を目指す生徒に対して、就労への意欲や能力、技能向上・定着を目指し、更なる職業能力の育成を図ることを目的に実施する。

・接客や清掃、物流の3部門が実施されている　・作業態度、作業手順の正確性が求められる。

- ・毎年8月下旬、いしかわ特別支援学校（金沢市南森本）で開催される。



6 校外販売活動（高1～3年希望者）【通年】

作業学習で製作した製品を、地域のイベント等で販売する。

販売を通して、世の中のものの流れを理解し、マナーを学び、次の製作意欲につなげる。

また、学校の取り組みを地域に発信する機会としている。

令和元年度 校外販売活動

山王小学校、羽咋工業高校、鹿西高校、田鶴浜高校、JAはくい、ミナ・クル、徳田まつり、
SWS西日本㈱田鶴浜工場、つばさ、みのり園などで実施



※ 令和2年度は、当面の間外部販売を自粛となっている。

5 本校の進路状況について

1 過去9年の卒業生の進路状況(分教室、在宅訪問を含む)

年度 進路状況	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
企業就労	2	1	2	2	5	1	5	4	1
就労継続支援A型	0	0	0	2	0	3	1	0	0
障害者支援施設等	17	13	6	15	8	9	8	5	11
その他	1	1	2	0	0	0	5	3	0
卒業者数	20	15	10	19	13	13	19	12	12

【主な就労先(一般企業及び就労継続支援A型事業所)】

- ・(株)加賀屋 ・(株)加賀屋ゼネラルフーズ ・(株)スギヨ ・(有)みやけ食品 ・海王星(株)
- ・(株)八幡 ・(有)旭ヶ丘マンモス養鶏園 ・(株)ファイブスター ・(有)美湾荘
- ・カスター・イン(株) ・(有)エムワン ・SWS西日本(株) ・サンケンオプトプロダクツ(株)
- ・(株)ハクイ村田製作所 ・(株)ベルカディア ・(株)平和堂 ・(有)白崎シーサイドホテル多田屋

【A型事業所】観舎 七施の杜みおや 輪島KABULET (駅151A かほく)

【主な就労先(障害者支援施設等)】

- ・Share金沢 ・ライフクリエートかほく ・今浜苑 ・キッチンクラブおしみず ・みらい塾
- ・楽生 ・夢生民 ・あおぞら ・つばさ ・夢ういんぐ ・ゆうの丘 ・みのり園
- ・ぱいんの家 ・にじ ・青山彩光苑リハビリテーションセンター
- ・さいこうえんの障害者生活支援センター ・ワークセンター田鶴浜 ・精育園 ・あぎし
- ・輪島KABULET ・インクルしか ・あらいぶ

6 福祉就労と一般就労の現状

1 「福祉就労」とは

「福祉就労」とは、一般的に卒業後、障害福祉サービス事業所（施設、作業所）等を利用することを言う。就労系と介護系の事業を行っている事業所がある。自主生産活動や企業等から委託された仕事を取り組むことが多く、工賃は月額1,000円～20,000円程度で事業所により異なる。また、最低賃金が保障されているサービス事業所（就労継続支援A型事業所：雇用型）等もある。介護系の事業所では生産的活動以外に創造的な活動やレクリエーションを実施することもある。

福祉就労に向けては、本人、保護者、サービス事業所、相談支援事業所（相談支援専門員）、市町の福祉課、学校が連携をして手続きを進める。（※障害者就業・生活支援センターも関わる場合もある）

【工賃・賃金（厚生労働省 平成29年度工賃（賃金）実績について より）】

就労継続支援A型事業所	就労継続支援B型事業所
67,889円（石川県）	16,552円（石川県）
74,085円（全国平均）	15,603円（全国平均）

2 一般就労とは

「一般就労（企業就労）」は、一般の会社に就職して働くことを言う。仕事を一人で任せられ、長い時間仕事に取り組む必要がある。一般就労は最も支援が少ない進路先であり、労働以外の日常生活や医療的な管理が自律的にできることが求められる。

一般就労に向けては、本人、保護者、事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、学校が連携をして支援体制を考えていく必要がある。

卒業後に公共の職業訓練機関への進学や、障害福祉サービス事業所で働きながら経験を積み、一般就労を目指す方法もある。

【最低賃金（令和元年度地域別最低賃金改定状況：厚生労働省HPより）】

石川県（前回）	全国平均（前回）	全国最高 / 全国最低
832円（806）	901円（874）	1013円 / 790円

3 障害者雇用率とは

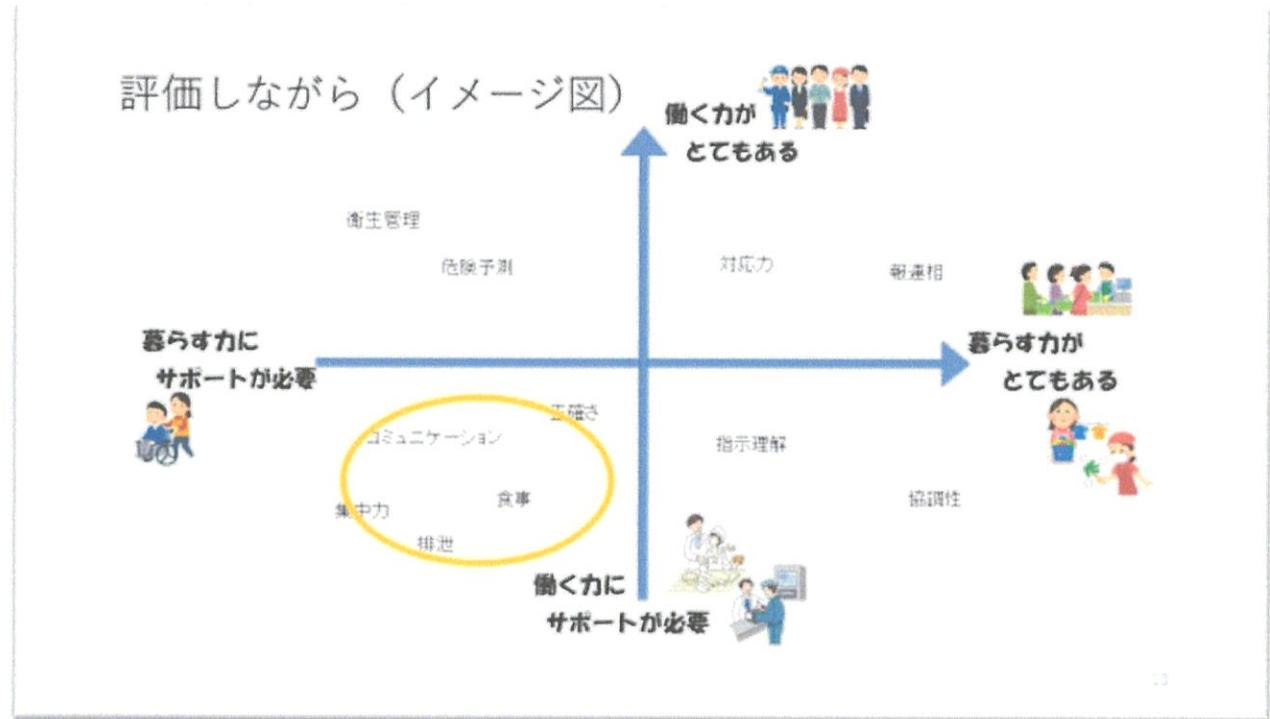
障害者雇用促進法によって、民間企業、国、地方公共団体は、その「常時雇用している労働者数」の一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の身体、知的、精神障害者を雇用することが義務付けられている。

民間企業	国や地方公共団体	都道府県の教育委員会
2.2%	2.5%	2.4%

7 就労アセスメント

1 就労アセスメントとは 高等部3年生で実施

就労移行支援事業所等が、面談や作業観察によるアセスメントを行い、支援対象者の就労面の情報（作業能力、就労意欲、集中力等）を把握するもの



本校では、一般就労に加え、就労移行、就労継続支援 A型、B型のサービスの利用を卒業後希望する生徒に対し、高等部3年生で実施している。

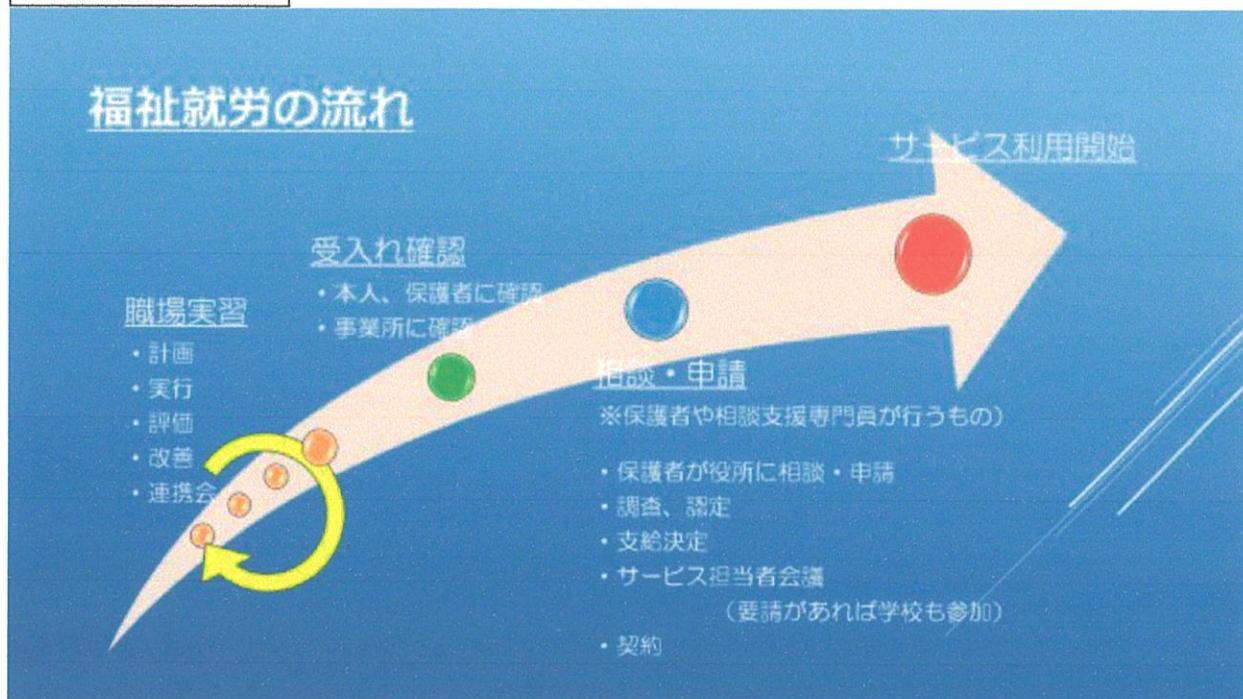
就労アセスメントは、職場実習とは別に、地域の就労移行支援事業所で5日間実施している。この期間は就労移行支援のサービス利用となり、学校は公欠扱いとなる。

「就労移行支援事業」という福祉サービスの利用という扱いになるため、相談支援専門員に連絡・相談し、サービス等利用計画の作成、市町福祉課への申請が必要となる。「就労移行支援事業」は成人のサービスであり、児童のサービスである「放課後等デイサービス」との併用はできない。就労アセスメント実施日は放課後等デイサービスが利用できないので注意が必要である。

詳細は高等部2年、1月の進路研修会で説明する予定である。

8 福祉就労にむけて

1 福祉就労の流れ



在学中の進路希望調査や学校生活の様子等により、希望する事業所での職場実習を繰り返し、就労につなげる。職場実習でどのような支援が必要なのかをはっきりさせ、卒業後にその支援が受けられるのかを考えていく過程が重要となる。

2 福祉事業所を知るために

以下のサイトからインターネットで検索できる。

(1) ワムネット www.wam.go.jp/

【独立行政法人福祉医療機構のホームページから検索できる】

(2) いしかわ就労支援事業所ハンドブック

www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/syuroushien/documents/handobook.pdf

【石川県ホームページ ホーム > 医療・福祉・子育て > 障害者 > 障害者福祉 > 障害者総合支援法・児童福祉法 > 就労支援関連 にある】

(3) 羽咋都市福祉施設マップ

www.city.hakui.lg.jp/material/files/group/9/0000000008_0000022155.pdf

【羽咋市ホームページ ホーム>健康・福祉・子育て>福祉・介護>福祉施設>羽咋都市福祉マップ】

(4) 七尾市・中能登町地域自立支援協議会 しょうがいふくしまップ

www.city.nanao.lg.jp/fukushi/kurashi/kenko/fukushi/kyogikai/documents/fukushimaxtputizu_merged_s.pdf

【七尾市ホームページ ホーム > 暮らし > 健康・福祉・介護・衛生 > 福祉と介護 >
七尾市・中能登町地域自立支援協議会 > 七尾市・中能登町の「しょうがいふくしまップ】

(5) その他 各事業所ホームページなど

本校では、地域の各事業所の協力のもと「実習先を知ろう」という冊子を作製しました。是非、ご活用ください。
また、2階進路指導室前では、地域の各福祉事業所のパンフレット等がご覧になります。ご来校の際にはぜひ、お立ち寄りください。担任に連絡いただければお渡しすることも可能です。
(パンフレット等の残部数によりコピーになることもありますので、ご了承ください。)

3 就労移行支援とは

【対象者】一般企業への就労を目指す人

【サービス内容】

- ・ 生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- ・ 求職活動に関する支援
- ・ その適性に応じた職場の開拓
- ・ 就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援
(2年間の有期限)

**みらい塾
(宝達志水町)**

**青山彩光苑リハビリテーションセンター
(七尾市)**

4 就労継続支援A型 とは

【対象者】雇用契約による就労が可能な人

【サービス内容】

- ・ 雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供
- ・ その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援

※生産活動による収益から、利用者への賃金（最低賃金法の適用を受ける）を支払う必要がある。

**観舎
(かほく市)**

**七施の杜 みおや
(中能登町)**

**JOY WORKZ@志賀町
(志賀町)**

5 就労継続支援B型 とは

【対象者】事業所内で就労を希望する人（就労移行支援事業等を使用したが、一般就労が難しく、雇用契約に基づく就労が困難である者）

【サービス内容】

- ・ 就労の機会の提供、及び生産活動の機会の提供
- ・ その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援

今浜苑 (宝達志水町)	キッチンクラブおしみず (宝達志水町)	あおぞら (羽咋市)
夢生民 (羽咋市)	サポートハウス楽生 (羽咋市)	るるるん・ち (羽咋市)
村友 (羽咋市)	障害者支援施設つばさ (中能登町)	七施の杜みおや (中能登町)
シフト (七尾市)	ぱいんの家 (七尾市)	みのり園 (七尾市)
ゆうの丘 (七尾市)	えもる (七尾市)	ワークセンター田鶴浜 (七尾市)
インクルしか (志賀町)	JOYWORKZ すみれ (志賀町)	

6 生活介護とは

【対象者】常に介護を必要とし、自分のペースに合わせた生産活動を希望する人。

「障害支援区分」が区分3以上の認定が必要

【サービス内容】

- ・日中時間、食事、入浴、排せつの介護等
- ・生産活動及びその他の活動の機会の提供

今浜苑
(宝達志水町)

サポートハウス楽生
(羽咋市)

夢ういんぐ
(中能登町)

障害者支援施設つばさ
(中能登町)

みのり園
(七尾市)

にじ
(七尾市)

青山彩光苑ライフサポートセンター
(七尾市)

インクルしか
(志賀町)

7 地域活動支援センターとは

【対象者】作業だけではなく、いろいろなことに取り組んでみたい人

【サービス内容】

- ・創作活動や生産活動および社会参加の促進をはかるための支援（地域の実情に合わせたもの）

※各自治体が独自に運営するサービスであり、ワムネットに掲載されていない。

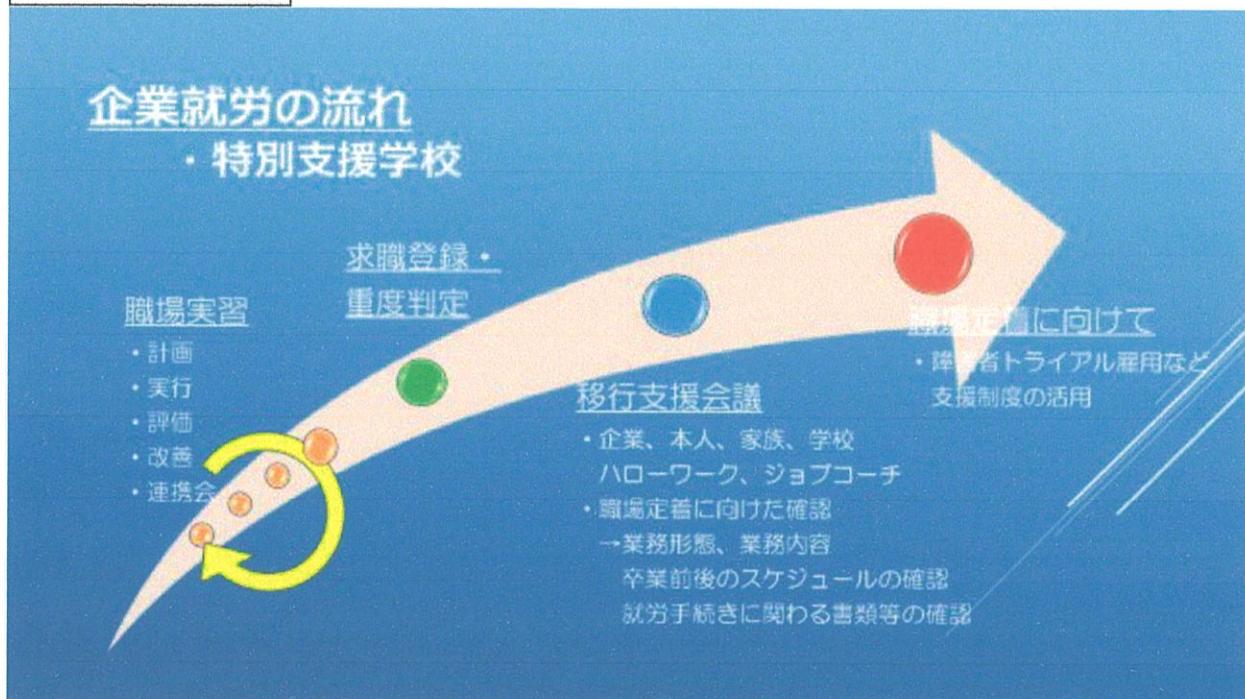
あらいぶ
(宝達志水町)

さいこうえんの障害者生活支援センター
(七尾市)

なぎさ工房リヴ
(羽咋市)

9 企業就労にむけて

1 企業就労の流れ



一般就労、つまり企業就労は、在学中の進路希望調査や学校生活の様子等により、希望する職種での職場実習を繰り返し、就労につなげる。労働の場面だけでなく、生活全般について、自立していくための積み上げが、家庭・学校で求められる。

2 求職登録 (高3) 【5~6月】

職業紹介は、ハローワークだけが実施できる業務である。そのため、仕事を探す求職活動を行うために、ハローワークに障害者求職申込書を提出する必要がある。登録申込書は、生徒が「こんな条件で働きたい」と希望を伝えるための書類であり鉛筆で記入する。

学校から書類を受け取った後、申し込みは本人と保護者が、事前に日時を連絡してから、ハローワーク七尾の方に訪問して提出する。(ハローワーク羽咋は出張所のため対応しにくい) これは職業紹介のために生徒のことをハローワークの職員が知る必要があるので、ハローワークへ本人が訪問する。ハローワークの紹介が受けられないと、就職時の助成制度が受けられなくなるので、必要な手続きである。

- ・ハローワーク七尾 (七尾公共職業安定所) 七尾市小島町西部2 電話 0767-52-3255
- ・ハローワーク羽咋 (七尾公共職業安定所羽咋出張所) 羽咋市南中央町キ 105-6 電話 0767-22-1241

3 重度判定 (高3) 【8月】

一般就労に向けて、「重度知的障害者判定」を行っている。

これは、「雇用対策上の重度知的障害者であるかどうか」を判定するものである。法律により、一定の

規模以上の事業所になると障害者雇用率制度が適用されている。雇用率は療育手帳の判定基準とは別の基準を用いて算定されているため、障害者職業センターの判定が必要となることがある。

なお、判定結果によって療育手帳の等級が変更になったり、障害基礎年金の等級が変更になったりするということはない。

求職登録と同時に、重度判定の依頼書等もハローワークへ提出する。学校から必要な書類を受け取り、記入をして提出する。

「重度…」という言葉で不快な思いをされるかもしれません、あくまでも雇用対策上判定を行う制度の一つですのをご理解ください。

重度判定の実施は、

- ・場所 石川障害者職業センター
金沢市彦三町 1-2-1 アソルティ金沢彦三 2 F
- ・所要時間 1 時間 30 分程度 です。

4 さいこうえん障害者就業・生活支援センターへの登録（高3）【卒業式後】

「働くこと」に関する様々な相談を中心に、地域生活を送るために必要なことを企業や家庭、福祉サービス事業所等の関係機関と協力しながらサポートしてもらう。サポートに期限はなく、費用も発生しない。就労先や本人の状況の変化に応じたサポートを行う。

在学中は登録できないので、内定や合格通知が届いても、登録は卒業式以降となる。

10 その他の進路 進学

公共の職業訓練機関への進学（一部を紹介します。）

石川県障害者職業能力開発校 実務作業科

野々市市末松

※知的障害者は実務作業科のみ
訓練期間 1年



国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

職域開発系

岡山県

※知的障害者対象 訓練期間 1年



国立職業リハビリテーションセンター 職域開発系

埼玉県

※知的障害者対象 訓練期間 1年

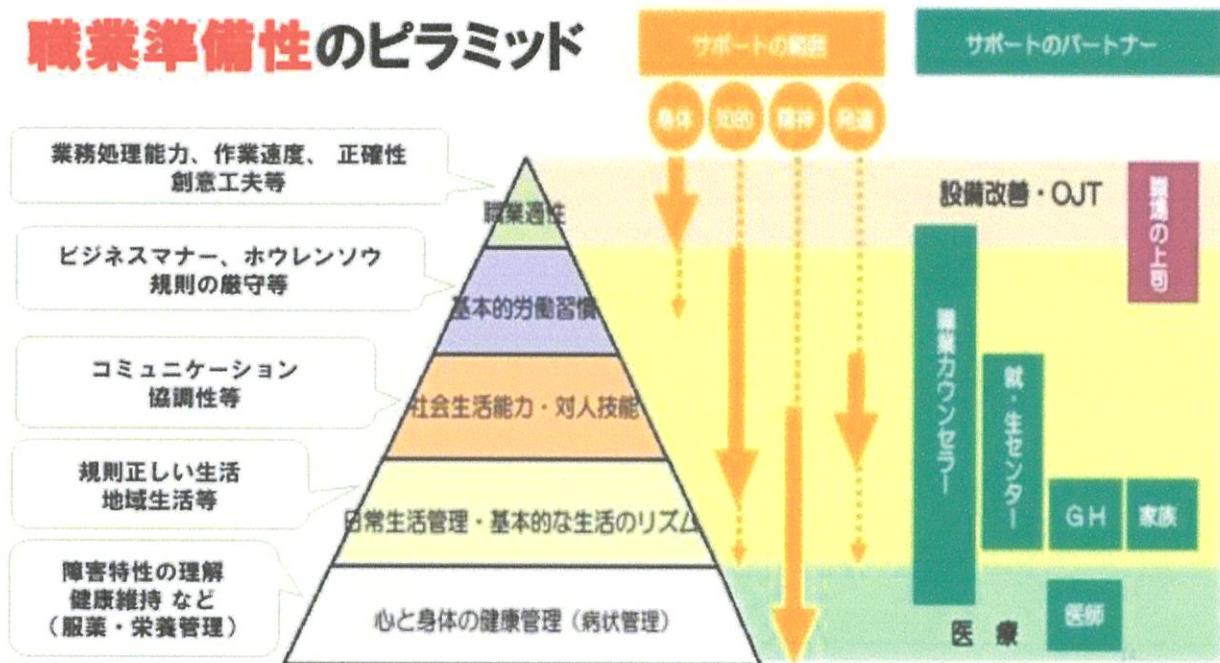


1.1 職業準備性とは ~身につけたい力の考え方~

1 職業準備性とは

職業準備 (work preparation) とは「職業生活を開始するにあたって要件を準備すること。例えば職業生活をはじめていくのに必要な身体条件、体力、仕事に対する意識、上司や同僚とコミュニケーションしていくための能力、必要な技術、技能の獲得」があげられる。

職業準備性のピラミッド



このように職業準備性は、健康管理や、日常生活の管理、社会生活能力の向上といった幅広い内容を含んでいる。ゆえに、職業準備性の向上への取組みは、就業支援の領域だけでなく医療・保健・福祉・教育等の各専門領域や家庭でも行われる。

職業準備性を就職するためのハードルと考え、そのハードルを跳べないと就職へ挑戦できないと単純に判断するのは危険である。個々の職業準備性を検討する際には、支援や受け入れ環境との相互関係の中で見ていく必要がある。

職業生活の継続のために、本人が努力すべきこと、企業が配慮すべきこと、支援者が支援すべきことを整理するための視点として、職業準備性を捉えることが大切である。

また、職業準備性向上のためには、本人の主体的な取り組みが必要になる。

能登中部福祉圏域の福祉サービス事業所

(七尾市・中能登町・志賀町・羽咋市・宝達志水町) 令和2年4月1日 現在(学校調査)

運営主体	事業所名	主な事業内容	所在地	通所 入所	定員	連絡先
(社福)四恩会	今浜苑	就労継続B	宝達志水町	通所	20	0767-28-2900
		生活介護	宝達志水町	入所	30	
	キッチンクラブおしみず あらいぶ ・みらい塾	就労継続B	宝達志水町	通所	40	0767-28-8100
		地域活動センター	宝達志水町	通所	20	0767-28-8820
		生活介護	宝達志水町	通所	12	
	就労移行	宝達志水町	通所		8	0767-28-8640
(社福)はくい福祉会	就労支援センターあおぞら	就労継続B	羽咋市	通所	35	0767-22-2918
(社団)つながり	地域サポートハウス 楽生	生活介護	羽咋市	通所	6	0767-26-0807
		就労継続B	羽咋市	通所	10	
	るるるん・ち	就労継続B	羽咋市	通所	10	0767-23-4090
	夢生民	就労継続B	羽咋市	通所	10	0767-23-4137
(社福)弘和会	ライフサポート村友	就労継続B	羽咋市	通所	20	0767-26-8080
(NPO)なぎさ工房	なぎさ工房リヴ	地域活動センター	羽咋市	通所	20	0767-22-7686
株式会社ASK	七施の杜みおや	就労継続A	中能登町	通所	20	0767-77-2055
		就労継続B	中能登町	通所	10	
(社福)つばさの会	障害者支援施設つばさ	就労継続B	中能登町	入通	40	0767-74-2055
		生活介護	中能登町	入通	40	
	夢ういんぐ	生活介護	中能登町	通所	10	0767-72-3012
(NPO)野の花	障がい福祉サービス事業所ゆうの丘	就労継続B	七尾市	通所	30	0767-58-3135
(社福)みのり会	みのり園	就労継続B	七尾市	通所	25	0767-53-7266
		生活介護	七尾市	通所	9	
(社福)徳充会	ワークセンター田鶴浜	就労継続B	七尾市	通所	40	0767-68-3112
	青山彩光苑ライフサポートセンター	生活介護	七尾市	入通	80	0767-57-3309
	青山彩光苑リハビリテーションセンター	就労移行	七尾市	入通	8	
	さいこうえんの障害者生活支援センター	自立訓練(機能訓練)	七尾市	入通	32	
	地域活動センター	七尾市	通所		20	0767-52-0517
(社団)ともえ	Support for job えもる	就労継続B	七尾市	通所	20	0767-57-5057
(医療)松原会	シフト	就労継続B	七尾市	通所	20	0767-58-3515
	ぱいんの家	就労継続B	七尾市	通所	20	0767-57-5544
	ワーク＆ライフサポートピアハウス	就労継続B	七尾市	通所	10	0767-52-2055
株式会社サンフラワー	生活介護事業所にじ	生活介護	七尾市	通所	20	0767-57-3220
(社福)四恩会	インクルしか	就労継続B	志賀町	通所	10	0767-32-3510
		生活介護	志賀町	通所	22	
株式会社FUCHA	JOY WORKZ@志賀町	就労継続A	志賀町	通所	30	0767-36-1125
	JOY WORKZ@すみれ	就労継続B	志賀町	通所	20	0767-42-1135

* 入通は入所・通所の施設・事業がある

障害福祉サービスの使い方

1 相談・申請

(相談) 困っている場合や新しいサービスを利用したい場合、役所または指定相談事業所に相談しましょう。

(申請) 利用したいサービスが決まったら、役所に申し込みます。申し込みは相談支援専門員に手伝ってもらうこともあります。

※書類の記入が必要です。

2 調査・認定

(調査) 役所に申し込むと、相談専門員があなたのところにやつてきて、たくさんの質問をします。

あなたのことをよく知っているお医者さん(かかりつけ医)に、医師意見書を書いてもらいます。

(認定) 成人では障害区分が決まり、通知が届きます。

●名前 ●住所 ●生年月日 ●障害区分

を確認しましょう。わからぬ時は相談支援専門員に聞きましょう。

3 サービス等利用計画案

あなたのやりたいことや困っていることを、相談支援専門員と話しましょう。

使いやすいサービスの種類、量のいたいの旨となる計畫書(サービス等利用計画案)を作ります。

※サービス等利用計画はあなたがつくることもできます。

※あなたが良いと思うサービス提供事業者を選びましょう。

8 モニタリング

体の具合や生活環境が変わったとき、サービスの見直しを行いますので、相談支援専門員に相談してください。

何かあつたときだけではなく、あなたの希望通りにサービスを使っているかどうか、新たに困っていることがあります。

評議会が定期的にお話をしにいきます。

評議会を修正しながらサービスを利用していくきます。

4 支給決定

○さいこうんの障害者生活支援センター TEL 0767-32-5300
○サポートアメニティあらいぶ TEL 0767-52-0517
○ピアサポートのと TEL 0767-54-0808
○つばさ TEL 0767-72-3012
○相談支援事業所ほうぶつ TEL 0767-52-0105
○公立能登総合病院相談事業所 TEL 0767-52-8760

5 サービス担当者会議

あなたと家族、サービス提供事業者、相談支援専門員など、担当者が一同が参加する会議です。

ここではあなたが受けけるサービスについて全員で話し合い、あなたがこれから参加者にしてもらいたいことを確認します。

ここで、サービス等利用計画ができがります。

(できがった計画は相談支援専門員が役所に届けます。)

6 契約

サービス等利用計画で決めたサービス提供事業者と契約します。

サービス提供事業者から説明を受けていますが、説明がわからない場合は、わかるまで説明してもらいましょう。

計畫書の内容が理解できたら、名前を書いて、印を押します。

契約ができるいるか心配なときは、相談支援専門員に、手伝つてもらいましょう。

契約とは別に事業者に個別支援計画をつくともらいましょう。

7 サービス利用

個別支援計画に書いてあるように、サービスを利用します。

サービスを利用したら、事業者に料金を支払います。

※料金は安くなる場合があります。事業者、または役所や相談支援専門員に聞いてください。

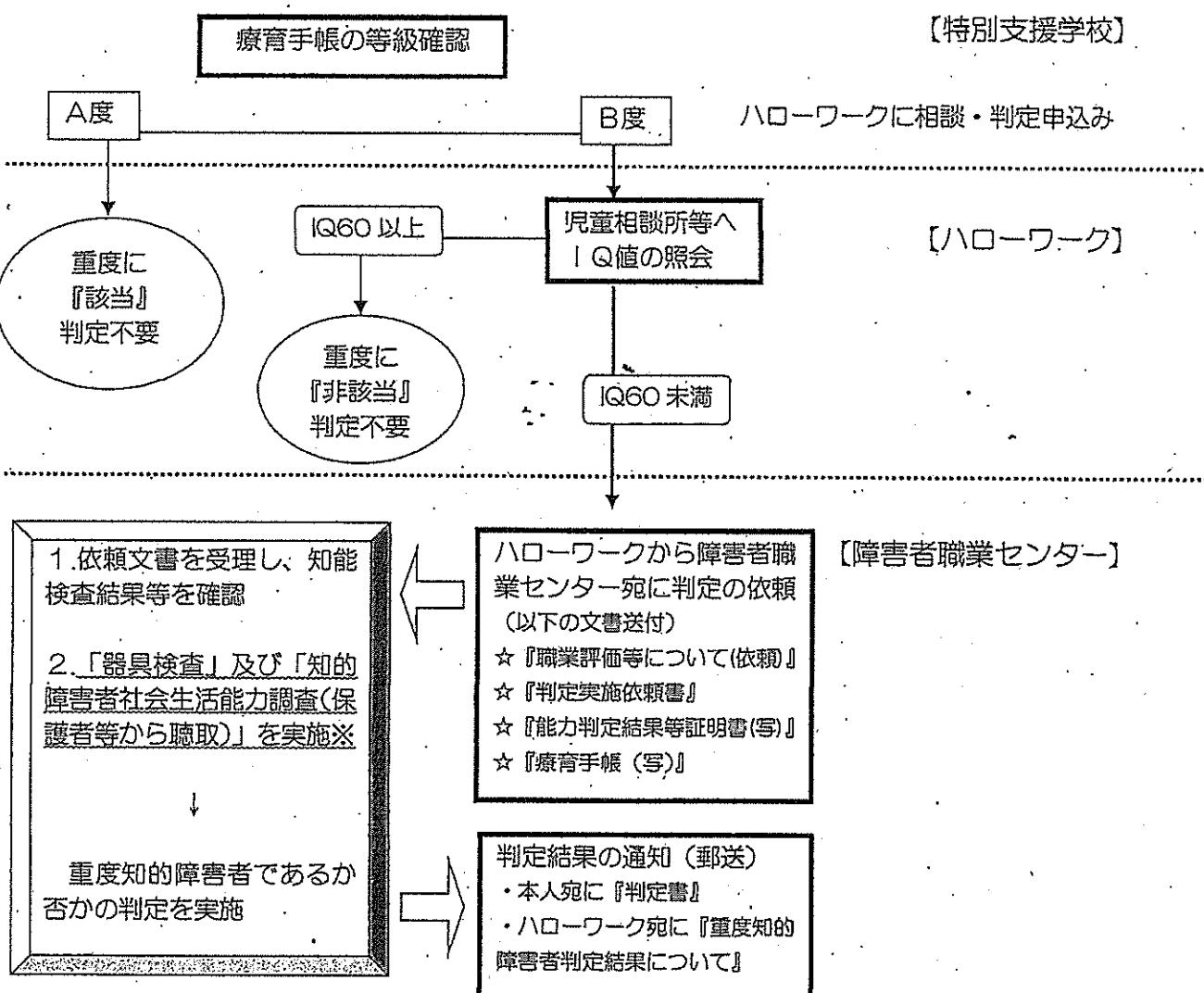
特別支援学校在学生に対する重度知的障害者判定について

重度知的障害者判定とは、「障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度等の雇用対策上の重度知的障害者」であるか否かを判定するものです。

判定は、①知能検査（「IQ値」）、②器具検査、③知的障害者社会生活能力調査の3つの数値を基に行われます。このうち②及び③を実施するために、当センターで相談・検査が必要となります。

ご本人・ご家族に希望があり、重度知的障害者判定を希望される場合は、学校を管轄するハローワークに相談・申し込みを行ってください。

＜重度知的障害者判定の流れ＞



※ 例年、特別支援学校在学生の重度知的障害者判定は、学校の夏休み期間中に実施させていただいております。対象の生徒さんがいらっしゃる場合は、早めに（6月中を目安に）ハローワークに相談、判定申込みをお願いいたします。